

賃金スライド条項

(基本的事項)

第1条 甲は、本条項に基づき、指定期間中の賃金水準の変動に応じて、指定期間2年目以降の
人件費（自主事業に係る経費を除く。）を増減し、各年度の指定管理料を支払うものとする。た
だし、甲と乙のリスク分担に基づき、増減額が指定期間初年度の人件費（自主事業に係る経費
を除く。）の±1.0%の範囲内となる場合、指定管理料の増減は行わない。

(定義)

第2条 本条項において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「対象経費」とは、指定管理者が申請時に計画した人件費（労働基準法第11条に規定され
る賃金。自主事業に係る経費を除く。）のうち、賃金水準の変動による影響を受ける経費（直
接人件費）をいう。
- (2) 「変動率」とは、正規雇用職員等においては神奈川県人事委員会勧告で公表される民間給
与の額を前年度と比較して算出した変動率をいい、臨時雇用職員等においては神奈川労働
局が公表する神奈川県最低賃金の額を前年度と比較して算出した変動率をいう。なお、変
動率の計算方法は注記のとおりとする。
- (3) 「基礎額」とは、乙が指定期間初年度に計画している対象経費であり、乙が甲に提出し、
甲が確認した数字をいう。
- (4) 「増減額」とは、指定期間2年目はスライド対象となる基礎額に当年度の変動率を乗じて
得た額をいい、指定期間3年目以降はスライド対象となる基礎額に前年度までのスライド
算定に用いた変動率及び当年度の変動率を乗じて得た額をいう。
- (5) 「賃金スライド額」とは、増減額のうち、基礎額の1.0%を超えて増減した額をいい、指定
管理料に加算もしくは減算する額をいう。賃金スライド額は、乙から申請を受け、甲が確
認するが、指定管理料を減算する場合は乙からの申請を要しない。

(提案書の提出)

第3条 乙は、賃金スライド額の算定基礎となる対象経費を記載した提案書を甲に提出する。

2 提出された提案書の変更は、原則として認めないものとする。ただし、甲の事情により、管
理業務の前提に変更があり、それにより職員配置の変更（軽微な変更を除く）が生じ、同様の
状況が当該年度以降も継続する場合、甲と乙との協議の上、提案書の記載内容を変更するこ
ができるものとする。

(賃金スライド額の通知)

第4条 甲は、賃金スライド額を算定し、乙に対し通知を行う。

(賃金スライド額申請書の提出)

第5条 乙は、前条の賃金スライド額を限度として、賃金スライド額の申請書を甲に提出する。

2 甲は、乙から申請のあった賃金スライド額を翌年度の当初予算に反映する。

(賃金スライド額の反映等)

第6条 甲は、前条の規定に基づき指定管理料の額を増額した場合において、管理業務に直接従事する職員の賃金改善状況を確認する。

2 乙の責めに帰すべき事由により、賃金改善が行われていないなど適正な取り扱いが行われていないことが判明した際には、基本協定書第53条及び第54条に基づき改善勧告等を行うものとする。

3 前項の結果、乙による改善等が行われなかつたと甲が判断した場合、甲は乙に対して賃金スライド額の返還を求める。

(注記：変動率の計算方法)

【正規雇用職員等】

指標：神奈川県人事委員会が公表する民間給与実態調査

変動率：次の計算式のとおり（小数点第三位を四捨五入）

$$\frac{\{N \text{ 年度月例給} \times (12 + N \text{ 年度特別給割合})\} - \{(N-1) \text{ 年度月例給} \times (12 + (N-1) \text{ 年度特別給割合})\}}{\{(N-1) \text{ 年度月例給} \times (12 + (N-1) \text{ 年度特別給割合})\}} \times 100$$

【臨時雇用職員等】

指標：神奈川労働局が公表する神奈川県最低賃金

変動率：次の計算式のとおり（小数点第三位を四捨五入）

$$\frac{N \text{ 年度神奈川県最低賃金} - (N-1) \text{ 年度神奈川県最低賃金}}{(N-1) \text{ 年度神奈川県最低賃金}} \times 100$$